

写

一般社団法人交通ISAC
定 款

令和2年1月28日 作成
令和2年3月17日 公証人認証
令和2年4月1日 成立

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人交通ISAC」と称する。

2 当法人の名称の英文における表示は、「Transportation ISAC JAPAN」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、交通・運輸業界において、サイバーセキュリティに関する会員相互間の広範な連携・協力を行うことにより、サイバー攻撃等に対する分野横断的な集団防御力の向上に資する活動を推進し、もって我が国における交通・運輸サービス全体の安全・安心の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 サイバーセキュリティに関する情報の収集及び共有
- 二 サイバーセキュリティに関する課題に対する共通認識の醸成及び共同対処
- 三 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載することにより行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次に掲げるものとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同して入会した航空、空港、鉄道、物流その他の交通・運輸分野に属する団体
- 二 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するため、正会員1団体以上の推薦を受けて入会した団体（前号の正会員に該当するものを除く。）又は個人
- 三 オブザーバー会員 当法人の事業に協力するため、当法人の要請を受けて入会した団体又は個人

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による入会の承認に係る審査基準は、社員総会において別に定める。
- 3 当法人は、第1項の規定による入会の承認をしたときは、当該者に対してその旨を通知するとともに、当該者の氏名又は名称及び住所を会員名簿に記載し又は記録する。

(グループ扱い会員)

第8条 同一の資本関係にある複数の法人会員は、理事会において別に定めるところにより、代表法人を定めて同一の会員として取り扱うグループ単位の会員（以下「グループ扱い会員」という。）への申込みをすることができる。ただし、当該申込みをすることができる者は、代表法人以外の者が次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- 一 代表法人の親法人
- 二 代表法人の子法人
- 三 代表法人の親法人の子法人

(経費の負担)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 グループ扱い会員の承認を受けた複数の正会員は、合計で1つの正会員として取り扱い、代表法人が会費を負担する。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定めるところにより、任意にいつでも当法人を退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 本定款その他の規則又は社員総会の決議に違反したとき。
 - 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 前各号に掲げるもののほか、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の場合において、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の日の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において除名の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員は、前2条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 1年以上会費を滞納したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 全正会員が同意したとき。
- 四 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会員資格を欠くに至ったと認められるとき。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第13条 会員は、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員は、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失したときでも、既納の会費その他の抛出金品を返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の種別及び開催時期)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に随時開催する。

一 理事会の決議があったとき。

二 全正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集の請求があったとき。

(社員総会の構成)

第15条 社員総会は、全正会員をもって構成する。

2 賛助会員及びオブザーバー会員は、社員総会に出席することができる。ただし、これらの会員は、議決権及び議場で求められた事項以外の発言権を有さない。

(社員総会における議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

2 グループ扱い会員の承認を受けた複数の正会員は、合計で1つの正会員として取り扱い、その代表法人が議決権を行使する。

(社員総会の権限)

第17条 社員総会は、次に掲げる事項を議決する。

一 会員の入会審査基準の変更

二 会費の金額

三 会員の除名

四 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任

五 役員及び運営委員の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額又はその基準

六 事業計画及び収支予算

七 事業報告及び収支決算

八 当法人の解散及び残余財産の処分

九 本定款の変更及び社員総会において定める規約の改廃

十 理事会において社員総会に付議した事項

十一 前各号に掲げるもののほか、法令及び本定款に定める事項

(社員総会の招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、第14条第3項第一号に規定する理事会の決議又は同項第二号の規定による正会員からの請求があったときは、当該決議又は請求があった日から6週間以内に社員総会を招集しなければならない。

3 理事長は、社員総会を招集するには、会日の2週間前までに、全会員に対してその通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(社員総会の定足数及び決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、全正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、全正会員の半数以上であって、全正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 役員解任

三 当法人の解散及び残余財産の処分

四 本定款の変更

五 前各号に掲げるもののほか、法令に定める事項

(社員総会における議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第21条 社員総会を欠席する正会員は、あらかじめ通知された議案について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任し、又は書面若しくは電磁的方法により議決権を行使することができる。

(社員総会の決議の省略)

第22条 理事又は正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、全正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員

(役員 の 設置)

第24条 当法人に、次に掲げる役員を置く。

- 一 理事 4名
- 二 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員 の 選任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 役員は、正会員の代表者又はその従業者を選任の対象とする。ただし、同一の正会員から複数の役員を選任することはできない。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事は、当法人の監事、運営委員又は事務局員を兼ねることができない。
- 5 監事は、当法人の理事、運営委員又は事務局員を兼ねることができない。
- 6 役員 の 選任 に関し 必要 な 事項 は、社員総会において別に定める。

(理事 の 職務 権限)

第26条 理事は、当法人の業務執行に関する意思決定に参画する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長に事故あるとき又理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定める順位に従い、他の理事がその職務を行う。

(監事 の 職務 権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事、運営委員及び事務局員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員 の 報告 事項)

第28条 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、当法人の業務を分担執行した理事長以外の理事についても適用する。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 4 理事又は監事が全役員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項

を理事会に報告することを要しない。ただし、第1項の規定による報告については、この限りでない。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、同一の正会員から連続2期を超えて選任することはできない。

2 理事長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、同一の正会員から連続2期を超えて選任することはできない。

4 役員は、毎年、その半数を交代する。

5 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任又は任期の満了後において、第24条第1項に規定する定数を欠くに至ったときは、後任者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(役員途中辞任)

第30条 役員は、異動その他やむを得ない事由により、任期途中で辞任しようとするときは、あらかじめ、理事長に対してその旨を届け出るものとする。

2 役員が任期途中で辞任したときは、当該役員が属する正会員から後任者を選出し、当該後任者が前任者の残任期間を自動継承するものとする。

(役員解任)

第31条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該役員を解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の場合において、当該役員に対し、解任の決議を行う社員総会の日の1週間前までに理由を付して解任する旨を通知するとともに、当該社員総会において解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員補充)

第32条 役員の数第24条第1項に規定する定数を欠くに至ったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員報酬等)

第33条 役員報酬等は、社員総会において別に定める。

(理事取引の制限)

第34条 理事は、次の各号のいずれかに該当する取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 理事が自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除又は限定)

第35条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、同法第114条第1項の規定に従い、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第36条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第37条 理事会は、法令及び本定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職
- 四 会員の入会の承認
- 五 社員総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- 六 理事会において定める細則及び規程の制定及び改廃

(理事会の招集)

第38条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事会を招集するには、会日の1週間前までに、全役員に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、全役員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議)

第40条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の4分の3以上が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることができる全理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した役員は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第43条 当法人に、理事会の業務執行を補佐するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員4名以上12名以内をもって構成する。

3 運営委員のうち1名を運営委員長とする。

4 運営委員は、理事会の決議によって選任する。

5 運営委員は、正会員の代表者又はその従業者を選任の対象とする。ただし、同一の正会員から複数の運営委員を選任することはできない。

第7章 基金

(基金の募集)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、割当て、払込み等の手続きについては、理事会において決定する。

(基金の拠出者の権利及び返還手続き)

第45条 拠出された基金は、法令の範囲で、かつ、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長又は理事長から委任を受けた理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画及びこれに伴う予算の変更について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得又は支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第48条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長又は理事長から委任を受けた理事が当該事業年度に関する次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、第一号の書類については定時社員総会に報告し、第三号及び第四号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第三号の書類又はその要旨は、定時社員総会の承認後、遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 解散

(解散)

第50条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第十七号に掲げる法人に贈与する。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に所要の事務局員を置く。
- 3 事務局員のうち1名を事務局長とする。
- 4 事務局員は、理事会の決議によって選任する。
- 5 事務局員は、正会員の代表者又はその従業者を選任の対象とする。ただし、同一の正会員から複数の事務局員を選任することはできない。

(事務局業務の外部委託等)

第53条 理事長は、理事会の承認を得て、事務局業務の一部を外部に委託することができる。

- 2 理事長は、事務局業務の遂行上必要と認められる場合は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する嘱託又は臨時の職員を事務局員として雇用することができる。

第11章 補則

(書類の備付け及び閲覧)

第54条 当法人は、その事務所に、次に掲げる書類又は電磁的記録を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 本定款
- 二 第7条第3項の会員名簿
- 三 第22条の規定による全正会員の同意の意思表示
- 四 第23条に規定する社員総会の議事録
- 五 第27条第1項の監査報告
- 六 第41条の規定による全理事の同意の意思表示
- 七 第42条に規定する理事会の議事録
- 八 第48条第1項各号に掲げる書類
- 九 役員等名簿（役員、運営委員及び事務局員の氏名等を記載した名簿をいう。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、法令に定める書類

(定款の変更)

第55条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(規則委任)

第56条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営及び業務執行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第12章 設立時に関する事項

(設立時の主たる事務所)

第58条 当法人の設立時の主たる事務所は、次に掲げるとおりである。

東京都港区西新橋二丁目23番3号 神山ビル3階

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立後最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(初年度の事業計画及び収支予算)

第60条 当法人の設立時初年度の事業計画及びこれに伴う予算は、第47条第1項の規定にかかわらず、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(設立時の役員)

第61条 当法人の設立時の役員は、次に掲げるとおりである。

- 一 設立時理事 宇佐美 尊秀
- 二 設立時理事 黒木 敏英
- 三 設立時理事 佐々木 敬介
- 四 設立時理事 由水 研二
- 五 設立時監事 黄塚 元則
- 六 設立時監事 田中 一三

2 第29条第1項の規定にかかわらず、前項第二号及び第四号の設立時理事の任期は、設立時初年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の社員)

第62条 当法人の設立時の社員は、次に掲げるとおりである。

- 一 全日本空輸株式会社
東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 二 ANAシステムズ株式会社
東京都大田区東糀谷六丁目7番56号
- 三 日本航空株式会社
東京都品川区東品川二丁目4番11号
- 四 成田国際空港株式会社
千葉県成田市古込字古込1番地1
- 五 京阪電気鉄道株式会社
大阪府枚方市岡東町173番地の1
- 六 東武鉄道株式会社
東京都墨田区押上一丁目1番2号

- 七 阪急電鉄株式会社
大阪府池田市栄町1番1号
- 八 東日本旅客鉄道株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 九 佐川急便株式会社
京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
- 十 日本通運株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番3号
- 十一 日本郵船株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
- 十二 株式会社 NYK Business Systems
東京都中央区新川一丁目17番21号
- 十三 ヤマトホールディングス株式会社
東京都中央区銀座二丁目16番10号

以上、一般社団法人交通ISACを設立するため、設立時社員全日本空輸株式会社他12団体の定款作成代理人である司法書士法人清水事務所代表社員二瓶雄太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年1月28日

設立時社員 全日本空輸株式会社
設立時社員 ANAシステムズ株式会社
設立時社員 日本航空株式会社
設立時社員 成田国際空港株式会社
設立時社員 京阪電気鉄道株式会社
設立時社員 東武鉄道株式会社
設立時社員 阪急電鉄株式会社
設立時社員 東日本旅客鉄道株式会社
設立時社員 佐川急便株式会社
設立時社員 日本通運株式会社
設立時社員 日本郵船株式会社
設立時社員 株式会社 NYK Business Systems
設立時社員 ヤマトホールディングス株式会社

設立時社員の定款作成代理人
東京都渋谷区本町四丁目12番7号 泉西新宿ビル2F
司法書士法人 清水事務所
代表社員 二 瓶 雄太郎